

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告（小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小田原市生涯学習センター条例（平成１８年小田原市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第８条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後の使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表１の表を次のように改める。

１ センター本館使用料

(１) ホール

区分	午前９時～正午	午後１時～午後 ５時	午後６時～午後 ９時３０分
入場料(会費)を徴収 する場合	円 15,600	円 20,400	円 20,400
入場料(会費)を徴収 しない場合	7,800	10,200	10,200

備考

- １ 器具使用料については、教育委員会規則で定める。
- ２ ２以上の基本時間（この表の時間の区分における時間をいう。以下同じ。）にわたって使用する場合の当該２以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、これを徴収しない。

(２) 会議室等

区分	午前９時 ～正午	午後１時 ～午後５ 時	午後６時 ～午後９ 時３０分	午前９時 ～午後５ 時	午後１時 ～午後９ 時３０分	午前９時 ～午後９ 時３０分
大会議室	円 1,400	円 1,800	円 1,800	円 3,700	円 4,000	円 5,900
第１会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
第２会議室	950	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
第３会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
第４会議室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
視聴覚室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
和室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600

茶室	350	450	450	950	1,000	1,500
美術工芸室	1,000	1,400	1,400	2,800	3,200	4,600
調理実習室	950	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
楽屋	250	350	350	650	800	1,100
暗室	150	150	150	300	300	450
炉室	150	150	150	300	300	450

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

別表２の表中

円	円	円	円	円	円	
400	500	500	900	1,000	1,400	
100	200	200	300	400	500	
700	900	900	1,600	1,800	2,500	を
100	200	200	300	400	500	
200	300	300	500	600	800	」

円	円	円	円	円	円	
450	600	600	1,200	1,300	1,900	
150	250	250	400	500	700	
800	1,000	1,000	2,200	2,400	3,500	に改める。
150	250	250	400	500	700	
250	350	350	650	800	1,100	」

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第８条及び別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 令和９年４月１日以後の施設の使用に係る使用料であって、令和８年１０月１日前に納付されたものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
本館	ホール	入 場 料 (会費) を徴収す る場合	円 15,600 (13,000)	円 20,400 (17,000)	円 20,400 (17,000)	円	円	円
		入 場 料 (会費) を徴収し ない場合	7,800 (6,500)	10,200 (8,500)	10,200 (8,500)			
	会議室等	大会議室	1,400 (1,200)	1,800 (1,500)	1,800 (1,500)	3,700 (2,700)	4,000 (3,000)	5,900 (4,200)
		第 1 会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第 2 会議室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		第 3 会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第 4 会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		視聴覚室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		和室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		茶室	350 (300)	450 (400)	450 (400)	950 (700)	1,000 (800)	1,500 (1,100)
		美術工芸室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		調理実習室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		楽屋	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

		暗室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
		炉室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
国府津学習館	第 1 会議室		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	第 2 会議室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	大会議室		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	実習室		150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	和室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市生涯学習センター条例（平成１８年小田原市条例第４９号）（抄）

改 正 後				改 正 前							
(使用料の減免)				(使用料の減免)							
第８条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>この場合において、減額後の使用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>				第８条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。							
別表（第７条関係）				別表（第７条関係）							
<u>１ センター本館使用料</u> <u>(1) ホール</u>				<u>１ センター本館使用料</u>							
区分	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時30分								
入 場 料 (会費) を徴収する場合	円 15,600	円 20,400	円 20,400								
入 場 料 (会費) を徴収しない場合	円 7,800	円 10,200	円 10,200								
備考											
<u>１ 器具使用料については、教育委員会規則で定める。</u>											
<u>２ ２以上の基本時間（この表の時間の区分</u>											
				ホ	入 場 料	円	円	円	円	円	円
				二	(会	8,0	11,	11,	19,	22,	30,
				ル	費)	00	000	000	000	000	000
					を 徴						

における時間をいう。以下同じ。) にわたって使用する場合の当該2以上の基本時間の間の基本時間以外の時間に係る使用料については、これを徴収しない。

(2) 会議室等

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
大会議室	<u>1,4</u> <u>00</u>	<u>1,8</u> <u>00</u>	<u>1,8</u> <u>00</u>	<u>3,7</u> <u>00</u>	<u>4,0</u> <u>00</u>	<u>5,9</u> <u>00</u>
第1会議室	<u>450</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,2</u> <u>00</u>	<u>1,3</u> <u>00</u>	<u>1,9</u> <u>00</u>
第2会議室	<u>950</u>	<u>1,2</u> <u>00</u>	<u>1,2</u> <u>00</u>	<u>2,4</u> <u>00</u>	<u>2,7</u> <u>00</u>	<u>3,9</u> <u>00</u>
第3会議室	<u>450</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,2</u> <u>00</u>	<u>1,3</u> <u>00</u>	<u>1,9</u> <u>00</u>
第4会議室	<u>450</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,2</u> <u>00</u>	<u>1,3</u> <u>00</u>	<u>1,9</u> <u>00</u>
視聴覚室	<u>1,0</u> <u>00</u>	<u>1,4</u> <u>00</u>	<u>1,4</u> <u>00</u>	<u>2,8</u> <u>00</u>	<u>3,2</u> <u>00</u>	<u>4,6</u> <u>00</u>
和室	<u>1,0</u>	<u>1,4</u>	<u>1,4</u>	<u>2,8</u>	<u>3,2</u>	<u>4,6</u>

	収 入 す 場 合						
	入 場 料 (会 費) を 徴 収 し な い 場 合	<u>4,0</u> <u>00</u>	<u>5,5</u> <u>00</u>	<u>5,5</u> <u>00</u>	<u>9,5</u> <u>00</u>	<u>11,</u> <u>000</u>	<u>15,</u> <u>000</u>
舞 台	入 場 料 (会 費) を 徴 収 す る 場 合	<u>5,0</u> <u>00</u>	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>11,</u> <u>000</u>	<u>12,</u> <u>000</u>	<u>17,</u> <u>000</u>
	入 場 料 (会 費) を 徴 収 し な い 場 合	<u>2,5</u> <u>00</u>	<u>3,0</u> <u>00</u>	<u>3,0</u> <u>00</u>	<u>5,5</u> <u>00</u>	<u>6,0</u> <u>00</u>	<u>8,5</u> <u>00</u>
大会議室		<u>1,2</u> <u>00</u>	<u>1,5</u> <u>00</u>	<u>1,5</u> <u>00</u>	<u>2,7</u> <u>00</u>	<u>3,0</u> <u>00</u>	<u>4,2</u> <u>00</u>
第 1 会議		<u>400</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>900</u>	<u>1,0</u>	<u>1,4</u>

	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
茶室	<u>350</u>	<u>450</u>	<u>450</u>	<u>950</u>	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>
美術工芸室	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>4,600</u>
調理実習室	<u>950</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>3,900</u>
楽屋	<u>250</u>	<u>350</u>	<u>350</u>	<u>650</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
暗室	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>450</u>
炉室	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>450</u>

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

2 センター国府津学習館使用料

	午前 9	午後 1	午後 6	午前 9	午後 1	午前 9
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

室					<u>00</u>	<u>00</u>
第2会議室	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,800</u>	<u>2,000</u>	<u>2,800</u>
第3会議室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>
第4会議室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>
視聴覚室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,300</u>
和室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,300</u>
茶室	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
美術工芸室	<u>900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,300</u>
調理実習室	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,800</u>	<u>2,000</u>	<u>2,800</u>
楽屋	<u>200</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>800</u>
暗室	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>300</u>
炉室	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>300</u>

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

2 センター国府津学習館使用料

	午前 9	午後 1	午後 6	午前 9	午後 1	午前 9
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

区分	時 ～ 正 午	時 ～ 午 後 5 時	時 ～ 午 後 9 時 30 分	時 ～ 午 後 5 時	時 ～ 午 後 9 時 30 分	時 ～ 午 後 9 時 30 分
第 1 会 議 室	円 450	円 600	円 600	円 1, 2 00	円 1, 3 00	円 1, 9 00
第 2 会 議 室	150	250	250	400	500	700
大会議室	800	1, 0 00	1, 0 00	2, 2 00	2, 4 00	3, 5 00
実習室	150	250	250	400	500	700
和室	250	350	350	650	800	1, 1 00

区分	時 ～ 正 午	時 ～ 午 後 5 時	時 ～ 午 後 9 時 30 分	時 ～ 午 後 5 時	時 ～ 午 後 9 時 30 分	時 ～ 午 後 9 時 30 分
第 1 会 議 室	円 400	円 500	円 500	円 900	円 1, 0 00	円 1, 4 00
第 2 会 議 室	100	200	200	300	400	500
大会議室	700	900	900	1, 6 00	1, 8 00	2, 5 00
実習室	100	200	200	300	400	500
和室	200	300	300	500	600	800

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和３９年小田原市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中	「	円 １，０００	円 １，０００	円 ２，０００	」
		１，５００	１，５００	３，０００	
		１，０００	１，０００	２，０００	

を	「	円 １，２００	円 １，２００	円 ２，８００	」	に改め、別表
		１，８００	１，８００	４，２００		
		１，２００	１，２００	２，８００		

２の表中	「	円 １，５００	円 １，５００	円 ３，０００	」	を
		１，０００	１，０００	２，０００		
		１，０００	１，０００	２，０００		

「	円 １，８００	円 １，８００	円 ４，２００	」	に改める。
	１，２００	１，２００	２，８００		
	１，２００	１，２００	２，８００		

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の供用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため提案するものであります。

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

供用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時
松 永 記 念 館	和室	円 1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	円 1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	円 2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
	茶室及び茶室 附属棟	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	4, 2 0 0 (3, 0 0 0)
	茶室附属棟	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
松 永 記 念 館 老 櫓 荘	茶室	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	4, 2 0 0 (3, 0 0 0)
	広間	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
	よりつき 寄付及び和室	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)

[適 用]

令和 9 年 4 月 1 日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市郷土文化館条例（昭和３９年小田原市条例第１９号）（抄）

改 正 後				改 正 前			
別表（第５条、第10条関係）				別表（第５条、第10条関係）			
1 松永記念館				1 松永記念館			
区分	午前９時 ～正午	午後１時 ～午後４ 時	午前９時 ～午後４ 時	区分	午前９時 ～正午	午後１時 ～午後４ 時	午前９時 ～午後４ 時
和室	円 1,200	円 1,200	円 2,800	和室	円 1,000	円 1,000	円 2,000
茶室及び 茶室附属 棟	1,800	1,800	4,200	茶室及び 茶室附属 棟	1,500	1,500	3,000
茶室附属 棟	1,200	1,200	2,800	茶室附属 棟	1,000	1,000	2,000
2 松永記念館 ^{きよ} 老 ^{きよ} 櫓 ^{きよ} 荘				2 松永記念館 ^{きよ} 老 ^{きよ} 櫓 ^{きよ} 荘			
区分	午前９時 ～正午	午後１時 ～午後４ 時	午前９時 ～午後４ 時	区分	午前９時 ～正午	午後１時 ～午後４ 時	午前９時 ～午後４ 時
茶室	円 1,800	円 1,800	円 4,200	茶室	円 1,500	円 1,500	円 3,000
広間	1,200	1,200	2,800	広間	1,000	1,000	2,000
よりつき 寄付及び 和室	1,200	1,200	2,800	よりつき 寄付及び 和室	1,000	1,000	2,000

報告第 6 号

事務の臨時代理の報告（小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

小田原市尊徳記念館条例（昭和６２年小田原市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第７条に後段として次のように加える。

この場合において、減額後のこれらの額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第１中	「	円 200	を	「	円 250	に改める。
		100			150	
		150			200	
		120			150	
		80			100	
	」			」		

別表第２中	「	円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,900	円 3,100	円 4,500	を
		1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000	
		800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700	
		400	500	500	1,000	1,100	1,600	
		200	300	300	600	600	900	
		1人1泊につき2,000円						」

	「	円 1,200	円 1,600	円 1,400	円 3,200	円 3,500	円 5,100	に改め、同表備
		2,000	2,600	2,200	5,300	5,500	8,300	
		950	1,300	1,200	2,600	2,800	4,100	
		450	600	600	1,200	1,300	1,900	
		250	350	350	650	800	1,100	
		1人1泊につき2,400円						」

考１中「得た額」の次に「（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨て

た額)」を加える。

別表第3中	円	円	円	円	円	円	を
	1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200	
	400	500	500	1,000	1,100	1,600	
	200	300	300	700	700	1,100	

円	円	円	円	円	円	に改める。
1,200	1,600	1,400	3,200	3,500	5,100	
450	600	600	1,200	1,300	1,900	
250	350	350	650	800	1,100	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条、別表第2及び別表第3の規定は、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため提案するものであります。

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため改正する。

[内 容]

1 観覧料の額の引上げ（別表第1関係）

展示室の観覧料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		金額（1人につき）
個人	15歳以上の者 （中学生を除く。）	円 250 (200)
	小学生及び中学生	150 (100)
団体	15歳以上の者 （中学生、高校生及び大学生を除く。）	200 (150)
	高校生及び大学生	150 (120)
	小学生及び中学生	100 (80)

2 使用料の額の変更（別表第2及び別表第3関係）

施設の使用料の額を次のように変更することとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
視聴覚室	円 1,200 (1,000)	円 1,600 (1,400)	円 1,400 (1,200)	円 3,200 (2,900)	円 3,500 (3,100)	円 5,100 (4,500)
講堂	2,000 (1,700)	2,600 (2,200)	2,200 (1,900)	5,300 (4,500)	5,500 (4,800)	8,300 (7,000)
体験実習室	950 (800)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,300)	2,800 (2,500)	4,100 (3,700)
研修室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)

小研修室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (600)	800 (600)	1,100 (900)
宿泊を伴う場合	食堂（調理室を含む。）	1人1泊につき2,400円（2,000）					
	宿泊室（小宿泊室を含む。）						
宿泊を伴わない場合	食堂（調理室を含む。）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,500 (2,900)	5,100 (4,200)
	宿泊室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)
	小宿泊室	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (700)	800 (700)	1,100 (1,100)

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 観覧料の額の引上げ

令和 9 年 4 月 1 日

2 上記以外

令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市尊徳記念館条例（昭和62年小田原市条例第31号）（抄）

改 正 後			改 正 前		
(観覧料及び使用料の減免)			(観覧料及び使用料の減免)		
第7条 市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>この場合において、減額後のこれらの額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>			第7条 市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。		
別表第1 （第4条関係）			別表第1 （第4条関係）		
区分		金 額 (1人につき)	区分		金 額 (1人につき)
個人	15歳以上の者 (中学生を除く。)	円 250	個人	15歳以上の者 (中学生を除く。)	円 200
	小学生及び中学生	150		小学生及び中学生	100
団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	200	団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	150
	高校生及び大学生	150		高校生及び大学生	120
	小学生及び中学生	100		小学生及び中学生	80

室を含む。
む。)

備考

- 1 市内に在住し、又は在学する小学生又は中学生が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。（別表第3において同じ。）

2 (略)

別表第3（第5条、第6条関係）

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
食堂（調理室を含む。）	円 1,200	円 1,600	円 1,400	円 3,200	円 3,500	円 5,100
宿泊室	450	600	600	1,200	1,300	1,900
小宿泊室	250	350	350	650	800	1,100

む。)

備考

- 1 市内に在住し、又は在学する小学生又は中学生が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。（別表第3において同じ。）

2 (略)

別表第3（第5条、第6条関係）

区分	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後5時	午後1時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
食堂（調理室を含む。）	円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,700	円 2,900	円 4,200
宿泊室	400	500	500	1,000	1,100	1,600
小宿泊室	200	300	300	700	700	1,100

報告第 7 号

事務の臨時代理の報告（小田原文学館条例の一部を改正する条例）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例（平成 6 年小田原市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	<table><tr><td>円</td></tr><tr><td>2 5 0</td></tr><tr><td>1 0 0</td></tr><tr><td>1 8 0</td></tr><tr><td>7 0</td></tr></table>	円	2 5 0	1 0 0	1 8 0	7 0	を	「	<table><tr><td>円</td></tr><tr><td>3 0 0</td></tr><tr><td>1 5 0</td></tr><tr><td>2 0 0</td></tr><tr><td>1 0 0</td></tr></table>	円	3 0 0	1 5 0	2 0 0	1 0 0	に改める。
	円															
	2 5 0															
	1 0 0															
1 8 0																
7 0																
円																
3 0 0																
1 5 0																
2 0 0																
1 0 0																
」	」															
」	」															
」	」															

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため提案するものがあります。

小田原文学館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

文学館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（１人につき）

区 分		改 正 後	改 正 前
個人	一般	円 3 0 0	円 2 5 0
	小学生及び中学生	1 5 0	1 0 0
団体	一般	2 0 0	1 8 0
	小学生及び中学生	1 0 0	7 0

[適 用]

令和 9 年 4 月 1 日

小田原文学館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原文学館条例（平成6年小田原市条例第22号）（抄）

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
区分		金額（1人につき）	区分		金額（1人につき）
個人	一般	円 300	個人	一般	円 250
	小学生及び中学生	150		小学生及び中学生	100
団体	一般	200	団体	一般	180
	小学生及び中学生	100		小学生及び中学生	70

議案第 21 号

小田原市図書館協議会委員の任命について

小田原市図書館協議会委員の任命について、議決を求める。

令和 8 年 8 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

第37期小田原市図書館協議会委員候補者名簿（案）

任期 令和8年10月1日～令和10年9月30日

	氏 名	選 出 区 分	職 業 等	備 考
1	井 上 智 子 いのうえ ともこ	学校教育の関係者	小田原市立東富水小学校長	再 任
2	露 木 玲 子 つゆき れいこ	社会教育の関係者	読み聞かせグループ ピーターパン	新 任
3	北 河 文 子 きたがわ あやこ	社会教育の関係者	小田原の図書館を考える会	再 任
4	岡 本 み どり おかもと みどり	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	小田原市PTA連絡協議会幹事 鵬宮中学校PTA役員	再 任
5	野 口 武 悟 のぐち たけのり	学識経験のある者	青山学院大学 コミュニティ人間科学部教授	再 任
6	新 藤 透 しんどう とおる	学識経験のある者	國學院大學文学部日本文学科教授	新 任
7	本 間 彩 ほん ま あや	市民(公募)	オルタナティブスクール イロトリドリ代表	新 任
8	数 馬 詩 織 かずま しおり	市民(公募)	主婦	新 任

議案第 22 号

教育財産の処分に係る申出について

教育財産の処分に係る申出について、議決を求める。

令和 8 年 8 月 26 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

教育財産の処分に係る申出について

1 概要

橘中学校の敷地の一部について、神奈川県県西土木事務所小田原土木センターから県道709号(中井羽根尾)道路整備事業(都市計画道路小田原中井線)の事業用地として譲渡依頼があったため、教育財産としての用途を廃止する。

2 内容

(1) 所在地 小田原市羽根尾410(小田原市立橘中学校)

(2) 財産の内訳

土地 地番：小田原市羽根尾中村原飛地字中屋77番の一部

地積：登記簿面積575㎡のうち教育財産の用途廃止は89.37㎡

※教育財産としての用途を廃止し、財産主管課長である財産管理課長へ引き継ぐ。

(3) 申出の相手方 小田原市長

(4) 用途廃止の時期 令和8年9月～10月(予定)

(5) 位置図(別紙参照)



(県 小田原土木センター作成資料に追記)

(6) その他

本線は県、支線は市の道路として整備されるため、市の道路となる計画がある橘中学校の土地の用途廃止等も今後、必要となる。

[illegible]